

能代市プレミアム付き商品券取扱事業所の募集のご案内

能代商工会議所では、能代市からの委託を受け、「能代市プレミアム付き商品券」を発行します。
つきましては、この商品券の取扱事業所を募集いたします。商工会議所・商工会の会員・非会員を問いませんので、多くの市内事業所の皆様にご登録いただきますようお願いいたします。（能代市以外の事業所は登録できません。）

なお、登録事業所以外での商品券の取扱いはできませんので、ご注意ください。

【問合せ先】	能代商工会議所	能代市元町11-7	電話 0185-52-6341
	二ツ井町商工会	能代市二ツ井町字比井野33	電話 0185-73-2953

募集要項

1 発行総額	5億1千万円
2 申込期間	平成27年5月12日(火)～6月3日(水)（平日の9時～17時） この期間に申込を頂いた事業所は取扱事業所一覧に掲載されます。 ※6月3日以降も随時募集しておりますが、取扱事業所一覧には掲載されません。
3 申込先	能代商工会議所及び二ツ井町商工会 (1) 下記の事業所記入欄に必要事項を記入し、直接ご持参ください。 (2) 申込時にポスター、取扱説明書、取扱事業所番号をお渡しします。 ※電話またはFAXでの申し込みはできません。
4 登録資格	能代市内にある全ての事業所で下記に該当するものを除く。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行なっている事業所 (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業所 (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者 ※支店・営業所等、換金を本社一括で行う場合でも各支店・営業所ごとに登録が必要です。
5 商品券使用期間	平成27年7月1日(水)から平成27年12月31日(木)までの6か月間。
6 商品券換金方法	受領した商品券を秋田銀行市内各支店（能代、能代南、二ツ井支店）へご持参ください。 (1) 換金期間 平成27年7月1日(水)から平成28年2月19日(金) (2) 手数料 無料（換金その他手数料は一切かかりません。） (3) 換金方法 換金期間内に使用済み商品券を受付し、事業所の指定口座に振り込みいたします。 (4) 振込日 1日～10日受付分は同月20日、11日～20日受付分は翌月1日、21日～月末受付分は翌月20日に振込。 ※振込日が休日の場合は、翌営業日となります。

事業所名	いずれかに○印	1 能代商工会議所	取扱事業所番号
		2 二ツ井町商工会	NO-

事業所記入欄

平成 年 月 日

能代市プレミアム付き商品券取扱申込書

上記募集要項及び注意事項を確認の上、取扱事業所として申込します。

ふりがな	ふりがな		
事業所名	代表者名		
住所	電 話 () -		
	FAX () -		
提出先	1 能代商工会議所 ※いずれかに○印	2 二ツ井町商工会	取扱事業所番号 NO-

能代市プレミアム付き商品券取扱注意事項

取扱事業所は、次の事項を遵守すること。

1 取扱いにおける注意事項

- (1) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。
- (2) 購入後の返品、現金との引き換えはしないこと。
- (3) 釣り銭は支払わないこと。
- (4) 取扱事業所において、商品券の利用対象とならない商品等を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるように明示すること。
- (5) 商品券を受け取ったときは、再流通を防止するため、右上部分にハサミを入れ、未使用と使用済みの商品券の区分を明確にすること。
- (6) 商品券の裏面には取扱事業所の署名または記名押印すること。換金の際には記名・取扱事業所番号のないものは換金には応じられない場合があります。
- (7) 通常の注意をもってすれば、偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに報告すること。
- (8) 取扱事業所は商品券を換金目的で購入してはならない。
- (9) 商品券取扱ポスターを市民にわかりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (10) 商品券の盗難、紛失、滅失、または偽造、模造等に対して、発行者はその責任は負いません。

2 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- (2) 出資や債務の支払（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料等）
- (3) 医療費や薬など保険適用されるもの
- (4) たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い
- (6) 土地購入費、家賃等の不動産に関わる支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ、商品券の交換または売買
- (8) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (9) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

3 その他ご不明の点がありましたら商工会議所・商工会へお問い合わせ下さい。

4 商品券のデザインは以下のとおりです。

①



②

